



経理の窓 5月号

平成23年5月1日号

ゴールデンウィーク、強い日差しに気がつけば立夏、いつまでも寒い春だった気がします。

今月の税務	法人税 地方税	: 3月決算法人の確定申告と納付 : 自動車税の納付
-------	------------	-------------------------------

震災特例法が施行されました。

平成23年度の税制改正は、震災の影響もあって、4月末現在、成立しておりません。

東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、国税関係法律の特例を定めるために、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下「震災特例法」といいます。）が、平成23年4月27日に、成立、施行されました。

財務省のホームページの税制改正の概要には、東日本大震災への税制上の対応が掲載されていて、「震災特例法」や（参考）「東日本大震災への税制上の対応（第一弾）」「参考資料」を入手することができます。

国税庁のホームページには、震災特例法や既存の税制において東日本大震災により被災された方に適用される各種の税制上の措置に関する情報が掲載されています。

これらの税制上の措置の概要については、個人の方を対象とした取扱い（パンフレット）、法人の方を対象とした取扱い（パンフレット）で、閲覧することができます。詳細については、関連法令・告示・通達等、各種様式、その他（Q&Aなど）で、調べることができます。

阪神・淡路大震災時には、なかった特例措置もありますし、不動産業や建設業に携わる方は、被災者が作成する「建設工事の請負に関する契約書等」に「印紙税の非課税」の適用がありますので、関連のありそうな事項は適用要件など詳細を調べておく必要があります。

4月号で、寄附金控除についてご紹介しましたが、震災関連寄附金についても、特例措置が講じられました。個人が、平成23年3月11日から平成25年12月31日までの間に支出した震災関連寄附金について、寄附金控除の控除可能限度額を総所得の80%（現行40%）に拡大されました。

また、認定NPO法人等が、震災関連寄附金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについて、税額控除制度が導入されました。その寄附金の額が2,000円を超える場合には、その超える額の40%、所得税額の25%を限度として、その年分の所得税額から控除します。

法人税では、国等に対するものと指定寄付金は、全額損金算入できます。